

議案第 号

さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部改正について

さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する条例

さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例（平成29年さくら市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工場立地法第4条の2第1項に基づき緑地面積率等に係る準則を定める条例

第3条及び第4条を次のように改める。

（工場立地に関する準則等の公表）

第3条 法第4条の2第1項の規定により、緑地面積率等に係る準則（同条第3項に規定する範囲を含む。）を次の表のとおり定める。

区域の区分	区域の範囲	緑地面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合
第 1 種区域	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上
第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上
第 3 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない区域	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上

2 前項の規定にかかわらず、工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号。以下この項において「規則」という。）第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率（緑地の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た面積の 100 分の 50 の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（敷地が 2 以上の区域にわたる場合の適用）

第 4 条 特定工場の敷地が前条に規定する区域又は前条に規定する区域以外の区域のうち 2 以上の区域にわたる場合における前条の規定の適用については、前条に規定する区域のいずれかの区域の敷地の割合が最も高いときは当該割合が最も高い区域に係る規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、前条に規定する区域以外の敷地の割合が最も高いときは前条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

本則に次の 1 条を加える。

（市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第 5 条 特定工場の敷地が市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に掲げる場合を除き、昭和 49 年 6 月 28 日に設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第 3 条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。）備考第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定を準用する。この場合において、法準則備考第 1 項第 2 号中「0.2」とあるのは既存工場等が第 1 種区域又は第 3 種区域に存する場合にあっては「0.1」と、第 2 種区域に存する場合にあっては「0.05」と、同項第 3 号中「0.25」とあるのは既存工場等が第 1 種区域又は第 3 種区域に存する場合にあっては「0.15」と、第 2 種区域に損する場合にあっては「0.1」と読み替えるものとする。
- 3 法準則別表第 1 の業種の区分欄に掲げる 2 以上の業種に属する既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、第 3 条の規定にかかわらず、法準則備考第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定を準用する。この場合において、法準則備考第 3 項第 1 号中「0.2」とあるのは既存工場等が第 1 種区域又は第 3 種区域に存する場合にあっては「0.1」と、第 2 種区域に存する場合にあっては「0.05」と、同項第 2 号中「0.25」とあるのは既存工場等が第 1 種区域又は第 3 種区域に存する場合にあっては「0.15」と、第 2 種区域に存する場合にあっては「0.1」と読み替えるものとする。